令和4年第1回神奈川県議会定例会

建設 · 企業常任委員会報告資料

県 土 整 備 局

### 目 次

ページ

I	本庁機関の再編について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	横浜川崎治水事務所の移転について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш	かながわ交通計画の改定案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
IV	本町山中有料道路の料金徴収期間満了に伴う無料化について	9
V	神奈川県無電柱化推進計画の改定案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
VI	海岸保全基本計画の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
VII	かながわ女性センター跡地の利活用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
VIII	神奈川県住生活基本計画の改定案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
IX	神奈川県手数料条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
X	神奈川県耐震改修促進計画の改定案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
XI Ż	神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則に規定する住民説明会の 対象範囲拡大について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

### I 本庁機関の再編について

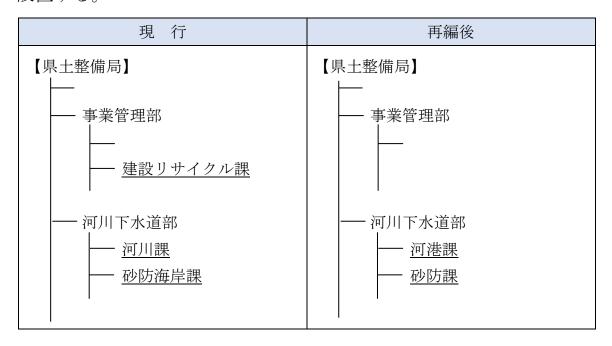
令和4年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

### 1 再編の内容

### 【本庁機関】

### (1) 事業管理部及び河川下水道部の再編

土砂対策及び水害等への対応強化に向けて、土砂災害対策と土砂適 正処理対策、河川事業と海岸港湾事業をそれぞれ一元化し、一体的に 推進するため、建設リサイクル課を廃止し所管業務を関連所属に移管 するとともに、河川課及び砂防海岸課を再編し、河港課及び砂防課を 設置する。



### 2 再編の時期

令和4年4月1日

### Ⅱ 横浜川崎治水事務所の移転について

### 1 経緯

現在、横浜川崎治水事務所が設置されている横浜西合同庁舎は、同事 務所が同庁舎に移転した後に浸水想定区域に指定された。

庁舎に設置されている非常用発電設備が地下に設置されていることから、水害発生時の応急的な対応として、止水板の設置や土のうの整備等を行うとともに、移転等の抜本的な対策について検討を進めていた。

このたび、産業労働局において、老朽化し耐震性が不足している計量検定所について、敷地内で建替えを行う整備事業が計画されていることから、これに併せて、同所に横浜川崎治水事務所を移転する。

### 2 所属概要

項目	横浜川崎治水事務所	計量検定所
所 在 地	横浜市西区岡野2丁目-12-20 (横浜西合同庁舎)	横浜市神奈川区浦島丘4-2
所掌事務	横浜市内の河川の整備・管理、 急傾斜地対策、都市公園の整 備・管理や降雨時の浸水対策等	計量器の検定、装置検査及 び基準器検査等
職員数	61名(令和3年度)	18名(令和3年度)

### 3 移転先庁舎の整備事業概要

・ 令和9年度中の完成を目途に、計量検定所敷地内に同所の計量検査 業務等の機能及び横浜川崎治水事務所の機能を集約して整備する。

(事業名「浦島合同庁舎(仮称)整備事業」)

- ・ 本件建替工事に係る予算調整及び契約事務等については産業労働局 が所管しており、今後、新庁舎における執務室の配置や防災上の機能 等について同局と調整を進めていく。
- ・ 新庁舎の具体的な形状・規模等は令和4年度以降の設計に係る作業 の中で調整していく。

#### 4 移転先の評価

計量検定所敷地は、浸水想定区域外に位置しているとともに、横浜市の中心部に近く、鉄道駅にも近接していることから県民の利便性も高いと考えられる。また、横浜川崎治水事務所が管理する河川や急傾斜地への円滑な交通アクセスが図られることから、同事務所の事業活動に適する移転先と考えられる。

#### 位置図 5



横浜川崎治水事務所

### Ⅲ かながわ交通計画の改定案について

### 1 かながわ交通計画の概要

「かながわ交通計画(以下「本計画」という。)」は、概ね20年後を見据え総合的な交通ネットワークの形成をめざし、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向を示したもので、国や首都圏レベルの交通施策に関する調整や、市町村間の交通計画を広域的な視点から調整を行うための指針となるものである。

本計画は「かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を交通施策の面から支える部門別計画である。

### 2 改定の趣旨

本計画は、昭和61年に策定して以来、交通を取り巻く環境の変化などに対応するため、これまでに3回の見直しを行っている。

平成19年の前回の改定から10年以上が経過し、高齢化の進行や人口減少社会の本格化、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化など社会経済情勢が変化していることを踏まえ、これらに的確に対応した都市交通の実現を図るため、本計画を改定する。

#### 3 改定に向けたこれまでの取組

令和2年1月~3月 学識経験者への意見聴取

7月~ 庁内及び市町村との調整

令和3年5月~8月 庁内及び市町村への意見照会

8月 学識経験者への意見聴取

9月 建設・企業常任委員会に改定素案を報告

10月~11月 改定素案に対する県民意見募集

令和4年1月 学識経験者への意見聴取

2月 県民意見を反映した改定案の取りまとめ

#### 4 県民意見募集

#### (1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に 基づき意見を募集した。

時期		実施方法						
令和3年10月26日	ア	県政情報センターなどで冊子を配架						
7/113 午 10 月 20 日	1	県のホームページへの掲載						
令和3年11月24日	ウ	県のたより 11 月号への掲載						
アル3 + 11 月 24 日	エ	報道機関への情報提供						

### (2) 反映状況(意見総数53件)

A	改定案に反映した(している)意見・・・・・・・・	• 20 件
В	改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んで	
V	る意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2件
С	今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・・・	• 23 作
D	改定案に反映できない意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3 作
Е	その他(質問、感想等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>5件</li></ul>

### (3) 県民意見の例(概要)

- A 改定案に反映した(している)意見
  - ・ 高齢者が交通手段として自動車に依存し、不幸な事故や交通違 反が増えていることから、安全性の確保のためにも地域公共交通 機関の利便性向上を求める。
- B 改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見
  - ・ 既存の危険なバス停について、横断歩道の移設も検討し、早期 対策を実施することを求める。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
  - ・ 特に30歳代以下の若年層に向けて、早急に公共交通の利用を促すことを求める。
- D 改定案に反映できない意見
  - ・ 川崎縦貫鉄道計画廃止の撤回を求める。
- E その他 (質問、感想等)
  - ・ 環境負荷の少ない、鉄道やバスをはじめとする公共交通の利用 促進を図ることは、今後の循環型社会へのシフトを目指す観点か ら適切な対応だと思いました。

### 5 改定案の概要

県土の骨格となる強靱な都市づくりに必要な交通網の整備に取り組みながら、地域の多様な移動ニーズに対応するため、あらゆる人が安全・安心に、自由に移動でき、コミュニティの活性化を支える地域交通ネットワークの構築を図る。

その他、災害に強い交通基盤の構築や脱炭素化に向けた公共交通の利用促進などにも取り組み、神奈川の望ましい都市交通の実現を目指す。

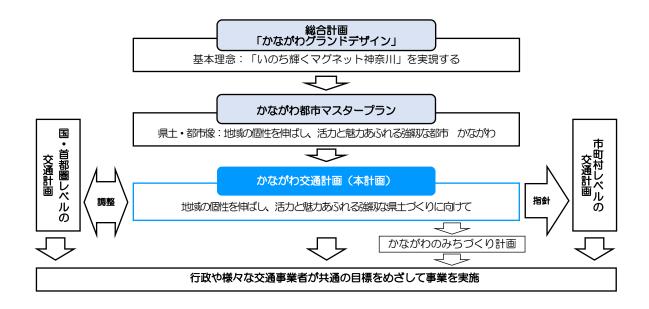
### ○ 都市交通の目標と施策

ア 交通網の充実による県内外・地域間の連携強化

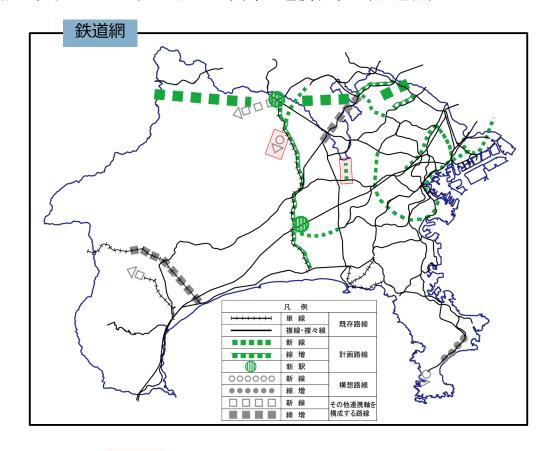
- ・ 鉄道網の整備 (リニア中央新幹線など)
- 道路網の整備(新東名高速道路など) など
- イ 地域交通ネットワークの確保・充実
  - ・ バス・タクシーなど既存の地域公共交通の維持確保
  - スマートモビリティの導入(AI オンデマンド交通、Maa S、 超小型モビリティ)など
- ウ利便性、快適性、安全性の確保
  - カーシェア、シェアサイクル、物資の共同集配、荷捌きスペース
  - ・ 鉄道相互直通運転、公共車両優先システム(PTPS)
  - ・ 道路施設の長寿命化、リダンダンシーの確保
  - ・ 海上・水上交通の充実
  - ・ 新技術の導入(自動運転、ドローン、ビッグデータの活用)など
- エ 環境負荷の低減
  - ・ 公共交通への転換や物流のモーダルシフト
  - 渋滯緩和、交差点改良
  - ・ 道路緑化の推進
  - ・ 自転車利用環境の整備 など
- 6 今後の予定

令和4年3月 本計画を改定・公表

### ○計画の位置づけ・計画の構成



○交通網の充実による県内外・地域間の連携強化(鉄道網)

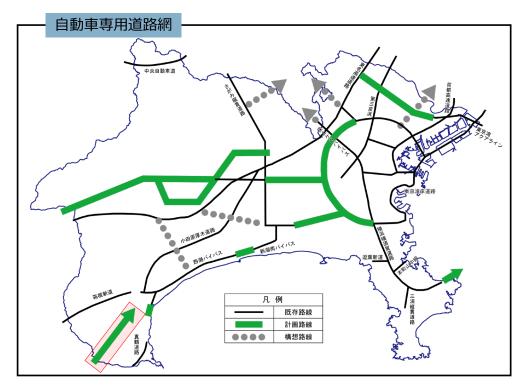


#### 追加路線

【計画路線】都市高速鉄道上瀬谷ライン

【構想路線】小田急多摩線の延伸(上溝-愛川・厚木方面)

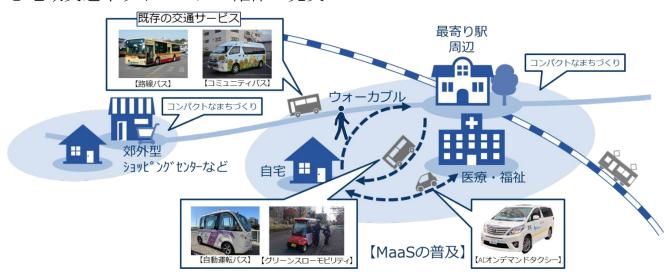
## ○交通網の充実による県内外・地域間の連携強化(道路網)



#### 追加路線

【計画路線】神奈川と静岡の県境をまたぐ道路(伊豆湘南道路)

### ○地域交通ネットワークの確保・充実



### IV 本町山中有料道路の料金徴収期間満了に伴う無料化について

#### 1 経緯等

本町山中有料道路は、神奈川県道路公社(以下「公社」という。)が、国土交通大臣から道路整備特別措置法の事業許可を受け、建設した一般有料道路である。

本路線は、平成4年3月21日に自動車専用道路として供用を開始し、公社が管理しているところ、令和4年3月20日をもって料金徴収期間が満了となることから、同法の規定により翌21日に神奈川県へ引き継がれ、無料化される。

### 2 本町山中有料道路の概要

路線名 県道28号(本町山中)

区 間 横須賀市汐入町から横須賀市山中町まで

延 長 2.6km

車線数 2車線

幅 員 10m (車道3.25m×2、路肩1.75m×2)

#### 3 これまでの経過

令和3年第2回県議会定例会建設・企業常任委員会で報告のうえ、 県民や利用者に対し、無料化や回数券の払戻し方法等について、周 知を図ってきた。

令和3年7月 県、公社及び横須賀市で沿線自治会代表者へ の説明会を実施

8月~ 県、公社のホームページ及び現地横断幕等で周知

10月 「県のたより」に掲載

令和4年2月 沿線住民の方々に自治会回覧板で周知

3月 「県のたより」に再掲載

### 4 今後の予定

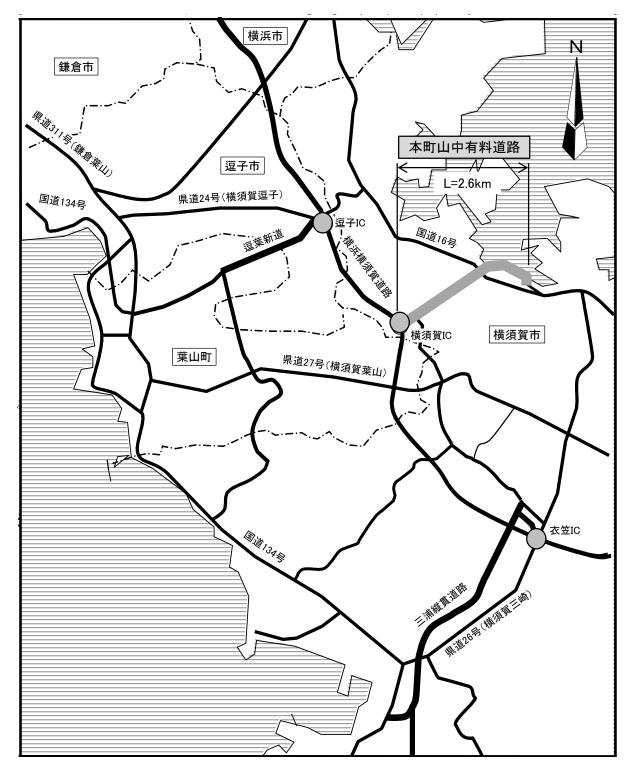
令和4年3月21日 県へ引き継がれ、無料化(横須賀土木事務所 が管理)

~7月 ワンストップ型ETC機器の撤去(※)~9月 令和3年10月から開始した回数券の払戻し

を終了

※ 公社は、管理道路におけるキャッシュレス化を図るため、「ワンストップ型ETC」の導入に向けた取組を進めており、本路線で動作確認や社会 実験を行うために設置した機器は撤去し、三浦縦貫道路等で活用する。

本町山中有料道路位置図



### V 神奈川県無電柱化推進計画の改定案について

### 1 神奈川県無電柱化推進計画の概要

道路上の電柱は、歩行者等の通行の妨げとなり、災害時には、電柱が倒れるなどのリスクを有しているが、我が国の無電柱化率は低い状況にある。このような現状に鑑み、平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、国の無電柱化推進計画を基本として、都道府県無電柱化推進計画を策定することが都道府県の努力義務とされた。

「神奈川県無電柱化推進計画」は、国の計画を基本として、令和元年 7月に、無電柱化の推進に関する基本的な方針や、県が無電柱化事業に 取り組む箇所、施策等をとりまとめ、策定したものである。

### 2 改定の趣旨

国が令和3年5月に新たな計画を定めたことから、これを基本として 無電柱化を一層推進するべく、今後5年間で無電柱化事業に取り組む箇 所をとりまとめ、「神奈川県無電柱化推進計画」を改定する。

### 3 改定に向けたこれまでの取組

令和3年11月市町村への意見照会12月建設・企業常任委員会に改定素案を報告12月~1月改定素案に対する県民意見募集

#### 4 県民意見募集

### (1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」 に基づき意見を募集した。

時期	実施方法					
令和3年12月20日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架					
~	イ 県のホームページへの掲載					
令和4年1月18日	ウ 報道機関への情報提供					

### (2) 反映状況(意見総数11件)

A	改定案に反映した意見・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1件
В	既に反映している意見・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2件
C	今後の参考とする意見・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5件
D	反映できない意見・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0件
E	その他(質問、感想等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3件

### (3) 県民意見の例(概要)

- A 改定案に反映した意見
  - ・ 計画の背景と目的に、SDGs上の位置付けを記載すると、分かりやすくなると思う。
- B 既に反映している意見
  - ・ 災害が危惧されており、無電柱化により電柱や電線をなくすことが必要で、ぜひ積極的に進めてほしい。
- C 今後の参考とする意見
  - 電気は安心して使えるようにして欲しいので、低コスト手法などは慎重に検討した上で採用して欲しい。
- E その他(質問、感想等)
  - ・ 県の無電柱化の取組に賛同する。

### 5 素案からの主な変更点

- ・ 「1. 計画の背景と目的」にSDGs上の位置付けを追加
- 「2.無電柱化の推進に関する基本的な方針」に、「3)無電柱化 事業の課題」を追加

### 6 改定案の概要

(1) 基本的な方針

引き続き、次の3つの観点に基づき、県管理道路の無電柱化を推進する。

ア防災

大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路

イ 安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間 の確保が求められる道路

ウ 景観形成

良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路

(2) 優先的に取り組む区間

特に重要な次の区間で優先的に無電柱化事業に取り組む。

ア防災

緊急輸送道路のうち市町村庁舎などの災害対策本部周辺、災害時 に医療救護活動の中心となる災害拠点病院周辺

イ 安全・円滑な交通確保

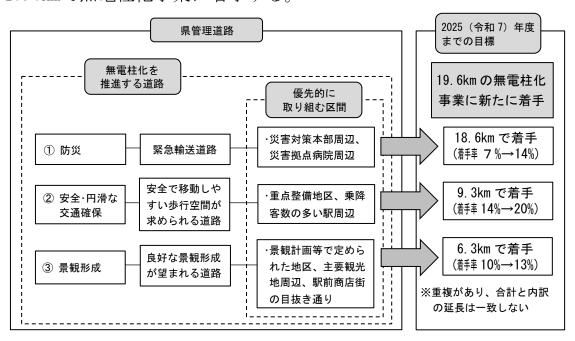
市町村が移動円滑化基本構想で定めた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

### ウ景観形成

市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

### (3) 実施計画の期間と目標

国の無電柱化推進計画期間である2025(令和7)年度までに、これまでの整備済延長が25.2kmであるところ、防災上の区間を中心に新たに19.6kmで無電柱化事業に着手する。



## (4) 無電柱化の推進に関する施策等

引き続き、次の施策等を推進する。

# ア 無電柱化の事業手法

電線共同溝方式などの無電柱化の事業手法については、コストにも留意し、地域の方々や電線管理者等との調整を踏まえ決定する。

### イ 占用制度の運用

新設電柱の規制や、埋設された管路の占用料の減免措置など、道路の占用制度を適切に運用する。

## ウ 関係者間の連携の強化

国、県、市町村、電線管理者等からなる県無電柱化地方協議会などを活用して、関係者間の連携を強化し、効率的な整備に努める。

### 工 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるため、広報・ 啓発を行う。

#### 7 今後の予定

令和4年3月 「神奈川県無電柱化推進計画」を改定・公表

### VI 海岸保全基本計画の見直しについて

### 1 海岸保全基本計画の概要

海岸法による海岸保全は、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸保全を推進するものとし、国は「海岸保全基本方針」を定め、都道府県は「海岸保全基本計画」を定めることとしている。

県は、相模灘沿岸と東京湾沿岸(神奈川県区間)の2沿岸について計画を策定し、海岸保全施設の整備基準となる設計水位(高潮による水位と津波による水位を比較して高い方の水位)を位置付けている。

### 2 見直しの背景

国が設置した「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」により、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方の提言」がとりまとめられ、海岸保全の取組においては、気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全対策へと転換すべきとされた。

これを受け、国は、令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更し、 都道府県においては、気候変動の影響による将来予測を見込んだ防護水 準となるように、「海岸保全基本計画」を見直すこととなった。

### 3 見直しに向けた気候変動に関する検討内容

## (1) 平均海面水位

平均海面水位は、徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、施設の設計水位にも影響するとされていることから、将来的に予測される平均海面の水位上昇量を検討する。

## (2) 潮位や波浪

台風や低気圧が発生した場合に顕著に影響が現れ、施設設計への影響が大きいとされていることから、将来的に予測される潮位や波浪を推算し対策を検討する。

### 4 今後の予定

相模灘沿岸においては、令和3年度から気候変動の影響を見込んだ新たな防護水準の検討に着手し、令和5年度末までの見直しを目指す。

東京湾沿岸については、神奈川県、東京都、千葉県の1都2県がそれ ぞれの区間を策定しているため、都県の動向を注視しながら、令和7年 度末までに神奈川県区間の見直しを目指す。

### VII かながわ女性センター跡地の利活用について

1 かながわ女性センター跡地について 東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技開催のために活用されたかながわ女性センター跡地について、湘南港としての利用も含め、 今後の利活用方針を報告する。

2 かながわ女性センター跡地の概要

所 在 地 藤沢市江の島1丁目11番1号

敷地面積 20,075.41 ㎡

用途地域等 商業地域、建ペい率 80% (一部は風致地区のため 40%)、 容積率 400%、高さ制限 15m

3 沿革・経過

平成 27 年 かながわ女性センターが藤沢合同庁舎へ移転したこと に伴い施設を用途廃止

平成 29 年 (株)湘南なぎさパークに駐車場用地として貸付け(令和 4年度末までの予定)

令和 3年 東京 2020 オリンピック競技大会において、セーリング競技開催用地として利用

4 利活用方針

敷地の一部を県が利用し、残りは民間事業者による利活用を図る。

- (1) 県利用(約5,000 ㎡)
  - 湘南港として利用する。
  - ・ 具体的には、オリンピック開催県としてふさわしい港湾を目指し、 セーリング大会開催時に参加者が艇のメンテナンスやミーティング を行うコンテナの置場等として利用する。
  - ・ 大会のない通常時は有料駐車場として運用する。(駐車台数約200台)
- (2) 民間事業者による利活用(約 15,000 m²)
  - ・ 公募プロポーザル方式により事業者を選定し、湘南港との相乗効果が期待できる民間施設(宿泊施設、飲食施設等)の整備を誘導する。

### 5 位置図・平面図



- 6 今後の予定
- (1) 県利用(約5,000 m²)

令和4年4月

~令和5年2月 臨港地区への編入手続き 令和5年4月以降 駐車場、コンテナ置場等の工事

(2) 民間事業者による利活用(約 15,000 m<sup>2</sup>)

令和4年5月 事業者の募集開始

12月 優先交渉権者決定

令和5年4月以降 事業者による施設整備着手

### √ 神奈川県住生活基本計画の改定案について

### 1 神奈川県住生活基本計画の概要

「神奈川県住生活基本計画(以下「本計画」という。)」は、将来の人口や世帯数等の長期的展望を踏まえ、住まいまちづくりの目標を示すことによって、魅力あふれ、質の高い住生活の実現をめざし、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本計画は、「かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を、住宅政策の面から支える部門別計画(かながわの住宅計画)の一つである。

### 2 改定の趣旨

本計画は、「住生活基本法」に基づく法定計画として平成18年度に策定して以来、社会環境の変化などに的確に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っている。

平成28年度の前回の改定から5年が経過し、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化など、社会環境が大きく変化している。これを受け、国が住生活基本計画(全国計画)を令和3年3月に改定し、新たな住宅政策の目標を示したことから、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進める必要があるため、本計画を改定する。

併せて、県民に分かりやすい計画体系とするため、住宅政策に関する 諸計画のうち、本計画と関連の深い「賃貸住宅供給促進計画(平成31年 3月策定)」と令和3年度末に策定予定の「マンション管理適正化推進 計画」を本計画に統合する。

### 3 改定に向けたこれまでの取組

令和2年11月~ 学識経験者等への意見聴取 (6回)

令和3年7月 建設・企業常任委員会に計画改定について報告

9月~10月 国との事前協議

11月~12月 庁内及び市町村等への意見照会

12月 改定素案とりまとめ

建設・企業常任委員会に改定素案を報告

12月~1月 改定素案に対する県民意見募集を実施

令和4年2月 県民意見を反映した改定案の取りまとめ

### 4 県民意見募集

### (1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」 に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和3年12月20日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架
<b> </b>	イ 県のホームページへの掲載
令和4年1月18日	ウ 県のたより12月号への掲載
77年47月10日	エ 報道機関への情報提供

### (2) 反映状況(意見総数20件)

- A 改定案に反映した(している)意見・・・・・・・15件
- B 改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んで

いる意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・の件

- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・1件
- D 改定案に反映できない意見・・・・・・・・・0件
- E その他(質問、感想等) ・・・・・・・・・4件

## (3) 県民意見の例(概要)

- A 改定案に反映した(している)意見
  - ・ 老朽化した公共住宅の建替えは、高齢者や子育て世帯、低額所 得者等の生活安定につながるため、積極的に推進してほしい。
  - ・ かながわの住宅計画の体系図について、本計画と全国計画との つながり、関係が分かりづらい。
  - ・ グラフ凡例の「給与住宅」について、用語の解説がほしい。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
  - ・ 公共住宅の建替えにあたっては、都市計画法や建築基準法の制限(容積率や高さ制限等)を緩和することで、建替えしやすくなる場合があるので検討してほしい。
- E その他(質問、感想等)
  - ・ 多様な住宅確保要配慮者に対する居住支援として、LGBT への支援はどう考えているのか。

### 5 改定案の概要

### (1) 基本目標と施策の展開

基本目標を「人生100歳時代に向けて、全ての県民がともに支え あい、安全で安心して暮らせる『いのち輝く住まいまちづくり』の実 現」とし、4つの視点から設定した9つの目標の実現に向け、地域の 実情に応じた総合的な住宅施策を展開していく。

### ア 「社会環境の変化」からの視点

目標1 「新たな日常」に対応した多様な住まい方等の実現

目標2 激甚化・頻発化する自然災害等に対応した安全・安心な住ま いまちづくり

イ 「人・くらし」からの視点

目標3 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現

目標4 高齢者がいきいきと暮らせる住生活の実現

目標 5 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ウ 「住まい・まちづくり」からの視点

目標 6 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成と マンションの管理適正化等の推進

目標7 空き家の適切な管理と利活用の促進

目標8 住生活に関連した地域経済・交流の活性化

エ 「神奈川らしい住生活」からの視点

目標9 誰もが輝き、地域の魅力あふれる神奈川らしい住生活の実現

## (主な改定内容)

現行計画を踏襲しつつ、主に次の施策を追加・拡充した。

- ・ 社会環境の変化を踏まえた、新たな日常や激甚化・頻発化する自然災害等に対応した施策(目標1、2)
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた施策(目標6)
- ・ 本県独自の視点からの、地域コミュニティの再生につながる施策 (目標9)

## (2) 賃貸住宅供給促進計画

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録基準や必要な施策等を定める。

### (3) マンション管理適正化推進計画

マンションの管理の適正化を推進し、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、「マンション管理計画認定制度」における認定基準や必要な施策等を定める。

### (4) 公営住宅の供給目標量

県及び市町村が供給する公営住宅の供給目標量を次のとおり定める。

前期5年間	10年間合計					
令和3年度~7年度	令和3年度~12年度					
30,000 戸	60,000 戸					

※ 供給目標量は、新規建設と建替えによる戸数に空き家(空き住 戸)募集の戸数を加えたもの。

### 6 今後の予定

令和4年3月 国及び市町村等と法定協議 本計画を改定・公表

# ○ 計画の位置付け・構成

## 総合計画

## 「かながわグランドデザイン」

基本理念:「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する



### かながわ都市マスタープラン

県土・都市像:地域の個性を伸ばし、

活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ (総合計画を支える都市づくり分野での基幹的な計画)

全国計画に即して

かながわの住宅計画 (住宅政策に関する部門別計画)

○ 下記の4計画で構成

住生活基本計画(全国計画)

市町村住生活基本計画
(市町村住宅マスタープラン)

参考

定める

~住宅政策の根幹をなす~

### ■ **神奈川県住生活基本計画** <住生活基本法>

基本目標

人生100歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

- 計画期間:2021(令和3)年度~2030(令和12)年度
- ※ 下記2計画と一体的に定める

賃貸住宅供給促進計画 <住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律>

○ 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の基準や必要な施策等を定めた計画

マンション管理適正化推進計画 <マンションの管理の適正化の推進に関する法律>

- マンションの管理の適正化に関する目標や必要な施策等を定めた計画
- ~高齢者向けの住まいや居住支援に関する計画~
  - 神奈川県高齢者居住安定確保計画 <高齢者の居住の安定確保に関する法律>
    - 住宅施策と福祉施策の一体的な取組を推進することにより、高齢者の居住の安定を確保するための施策を示した計画
    - 計画期間:2019 (平成31) 年度~2028 (令和10) 年度
- ~市町村営住宅も含めた公営住宅の整備等に関する事業計画~
  - **地域住宅計画(神奈川県地域)** <地域住宅特別措置法>
    - 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する目標、目標を達成するために必要な事業、事業に要する経費等を定めた計画
    - 計画期間:2022(令和4)年度~2026(令和8)年度
- ~県営住宅の建替えや維持管理、健康づくり等に関する計画~

#### ■ 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画

- すべての県営住宅を、地域に開かれた新しい「健康団地」へと再生するための、基本方 針と推進すべき施策を示した計画
- 計画期間:2019 (平成31) 年度~2028 (令和10) 年度

基

本

目

標

# 生 1 0 0 5 0 輝く住ま 歳時代に ٧١ 向 まちづくり」 げ て、 全て $\mathcal{O}$ $\mathcal{O}$ 県民 実 現 が ともに支え あ V. 安全で安心 して暮らせ

### 神奈川県住生活基本計画(改定素案) 施策体系

#### ① 「社会環境の変化」からの視点

- 目標1 「新たな日常」に対応した
- ・住まい方の多様化・柔軟化の推進
- 多様な住まい方等の実現 目標2 激甚化・頻発化する自然災害等に -
- ・災害に強い住まいまちづくりの推進
- 対応した安全・安心な住まい まちづくり
- └ ・災害時における被災者の住まいの速やかな 確保

#### ② 「人・くらし」からの視点

- 目標3 若年・子育て世帯などが 安心して暮らせる住生活の実現
- ---・子育て世帯等への入居支援
- 目標 4 高齢者がいきいきと暮らせる 住生活の実現
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正 管理の促進
  - -・高齢者の居住の安定確保に向けた総合的な施 策の推進
- 目標 5 住宅確保要配慮者の居住の安定確保-
- ・重層的な住宅セーフティネットとして機能する住宅の確保と供給の促進
- -・県居住支援協議会を活用した住宅確保要配慮 者への居住支援

#### ③ 「住まい・まちづくり」からの視点

- 目標 6 脱炭素社会の実現に向けた良質な 住宅ストックの形成とマンション の管理適正化等の推進
- ・省エネルギー住宅や長期優良住宅など良質な 住宅ストックの形成
  - -・マンションの適切な維持管理と円滑な再生の 推進
  - 一・公的賃貸住宅の長寿命化、再生、活用の推進
  - -・住宅団地の再生に向けた総合的な取組の推進
- 目標7 空き家の適切な管理と利活用の促進 ¬
- ┯・空き家の適切な管理

-・空き家の利活用の促進

- 目標8 住生活に関連した地域経済・交流の一 活性化
- 一・住宅におけるかながわ県産木材活用の推進 ・地域における誰もが活躍する場の創出

#### ④ 「神奈川らしい住生活」からの視点

- 目標9 誰もが輝き、地域の魅力あふれる神奈川らしい住生活の実現
- ─・地域コミュニティの再生とまちの魅力向上
- -・多世代居住のまちづくりの推進
- 一・多様な住まい方に対応した住生活の推進
- ・健康団地の取組の推進
- 一・住まいにおける未病改善の取組(健康寿命の 延伸)

#### 賃貸住宅供給促進計画

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、住宅確保 要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録基準や必要な施策等を定める

#### マンション管理適正化推進計画

マンションの管理の適正化を推進し、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、「マンション管理計画認定制度」における認定基準や必要な施策等を定める

### IX 神奈川県手数料条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「長期優良住宅法」という。)は、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図ることを目的とする長期優良住宅建築等計画を認定する(以下「認定」という。)制度について規定している。このたび、長期優良住宅法等が一部改正(令和3年5月28日公布)され、申請手続きが変更されることから、改正後の申請手数料を徴収するにあたり、神奈川県手数料条例及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 神奈川県手数料条例について
  - ア 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設 現行の新築等の建築行為時における認定制度に加え、建築行為を 伴わない既存住宅の認定制度が創設されることから、当該認定に係 る申請手数料を整備する。
  - イ その他の改正 条項ずれなど所要の改正を行う。
- (2) 収入証紙に関する条例について 長期優良住宅法等の一部改正に伴い、改正後の申請手数料を収入証 紙で徴収するため、所要の改正を行う。
- 3 今後の予定

令和4年6月 第2回県議会定例会に条例改正議案を提出 令和4年10月 改正条例の施行

### X 神奈川県耐震改修促進計画の改定案について

### 1 神奈川県耐震改修促進計画の概要

「神奈川県耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する 法律(以下「法」という。)や法に基づく国の基本方針等を踏まえ、策 定している。

計画では、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物を耐震化することなどにより、建築物等の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としている。

### 2 改定の趣旨

国が基本方針を見直し、住宅や建築物について耐震化の新たな目標が設定されるなど、今後の耐震化の取組の方向性が示されたことから、これを踏まえ新たな計画期間を設定し、計画の改定を行う。

### 3 改定に向けたこれまでの取組

令和3年10月~11月 庁内及び市町村への意見照会

12月 改定素案とりまとめ

建設・企業常任委員会に改定素案を報告

12月~1月 改定素案に対する県民意見募集の実施

令和4年1月 県民意見を反映した改定案の取りまとめ

### 4 県民意見募集

### (1) 募集状況

改定素案を公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき 意見を募集した。

時期	実施方法
令和3年12月20日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架
7743年12月20日	イ 県のホームページへの掲載
△和 4 年 1 日 10 日	ウ 県のたより12月号への掲載
令和4年1月18日	エ 報道機関への情報提供

## (2) 反映状況 (意見総数16件)

A 改定案に反映した(している)意見・・・・・・9件

B 改定案に反映していないが、他の施策の中で取り組んで

いる意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件

- C 今後の計画推進の中で参考にする意見・・・・・・3件
- D 改定案に反映できない意見・・・・・・・・・0件
- E その他(質問、感想等) ・・・・・・・・・4件

### (3) 県民意見の例(概要)

- A 改定案に反映した(している)意見
  - ・ 公共建築物については、耐震化率の根拠となる棟数が示されているが、民間建築物についても耐震化率の根拠となる棟数を示してほしい。
- C 今後の計画推進の中で参考にする意見
  - 耐震工事より除却や建替えを進めたほうがいい。
- E その他(質問、感想等)
  - ・ 個人が所有する住宅は、被災者を減らすため、支援することはよいと思う。

### 5 改定案の概要

### (1) 耐震化の目標

住宅・建築物の耐震化の新たな目標を設定する。

建物の区分	目標							
住宅	令和12年度							
住 七	までに	耐震性が不十分な						
多数の者が利用する建築物	令和7年度	ものをおおむね解消						
(要緊急大規模建築物※を含む)	までに							
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	令和12年度	耐震化率 5割						
但是 <b>类物</b> 类	までに	顺辰化学 3 剖						

<sup>※</sup>法や計画で 耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物。

### (2) 建築物の耐震化を促進するための施策

- ア 住宅では、居住者の高齢化に対し、いのちを守ることを優先した段階的な改修等の対策を追加する。
- イ 沿道建築物に対し、耐震化を促進するため、所有者等へ直接訪 問するなどの対応を追加する。
- ウ その他建築物の耐震化と併せ、地震時におけるブロック塀等の 安全対策を追加する。

### 6 今後の予定

令和4年3月 「神奈川県耐震改修促進計画」を改定・公表

XI 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則に規定する住民説明会の対象範囲拡大について

### 1 趣旨

神奈川県土砂の適正処理に関する条例では、土砂埋立行為の許可申請をする前に、周辺住民等に対し、工事の概要について、説明会を開催することを義務付けており、説明会の対象範囲については、同条例施行規則(以下「規則」という。)で定めている。

熱海市での土砂災害を踏まえ、土砂埋立区域の立地条件からみて、土砂の崩壊又は流出が発生した場合に、生命等に対する危険が生ずるおそれがある区域の住民等についても、規則の改正を行い、説明会の対象範囲とするものである。

### 2 内容

説明会の対象範囲について、次のとおり拡大する。

	<土砂埋立ある区域等		説明会の対象範囲 (下記の区域内の土地若しくは建物の所有者 又は当該建物に居住する者								
現行	_	_	土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内								
		急傾斜地 の崩壊	左の土砂災害警戒区域(急傾斜地)内								
	土砂災害 警戒区域	地滑り	左の土砂災害警戒区域(地滑り)内								
	6700	土石流の	左の土砂災害警戒区域(土石流)の流域界内								
		流域界	及び土砂災害警戒区域(土石流)内								
الملما		山腹崩壊	左の山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)内及び								
拡大		危険地区	被害想定範囲内								
		地すべり	左の山地災害危険地区(地すべり危険地区)内及び								
	山地災害	危険地区	被害想定範囲内								
	危険地区	崩壊土砂									
		流出危険	左の山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)の								
		地区の	集水区域内及び被害想定範囲内								
		集水区域									

# 3 県民意見募集

### (1) 募集状況

規則の改正案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和4年1月27日~	・県政情報センターなどで資料を配架
令和4年2月25日	・県のホームページへの掲載

### (2) 反映状況 (意見総数3件)

A	規則等に反映させたもの・・・・・・・・・・・1 位	牛
В	意見の趣旨が既に規則等に盛り込まれているもの・・・・1	#
С	今後の参考にするもの・・・・・・・・・・1 位	牛
D	規則等に反映できないもの・・・・・・・・・・・・0個	牛
Е	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0	牛

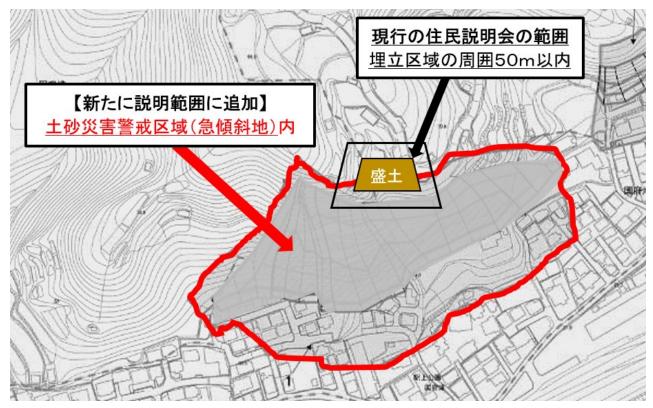
## (3) 県民意見の例(概要)

- A 規則等に反映させたもの
  - ・ 対象に加える区域について、わかりやすい説明が必要
- B 意見の趣旨が既に規則等に盛り込まれているもの
  - ・ 熱海の土砂災害を踏まえると、地域住民への周知は当然
- C 今後の参考にするもの
  - ・ 説明会で出た意見及び改善結果の公表、改善不履行時の許可取消
- 4 改正案からの変更点なし
- 5 施行期日

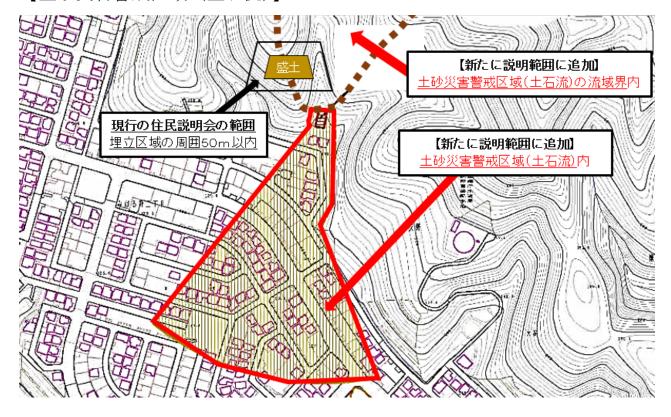
令和4年7月1日から施行する。

## 参考資料

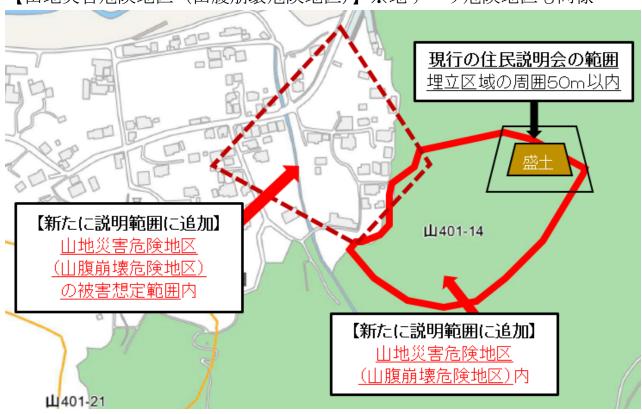
- 説明会の対象範囲のイメージ図
  - 【土砂災害警戒区域(急傾斜地)】※地滑りも同様



# 【土砂災害警戒区域(土石流)】



【山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)】※地すべり危険地区も同様



## 【山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)】

